

受付番号：2021-1-1196

課題名：ドライバー変異陰性進行非小細胞肺癌患者の標準化学療法後の生存期間に関するレトロスペクティブ研究(NJLCG2101)

1．研究の対象

本研究参加施設およびその関連病院において、2020年1～12月の期間に亡くなられた初診時 Stage（または術後再発）のドライバー変異陰性非小細胞肺癌の方

2．研究期間

2021年4月（倫理委員会承認後）～2023年3月

3．研究目的

ドライバー変異陰性の進行肺癌患者を対象として、標準化学療法後の生存期間をレトロスペクティブに調査することです

4．研究方法

研究参加施設で治療を受け、亡くなられた対象患者さんの治療情報を後ろ向きに収集し、各抗がん剤治療時点からの生存期間を調査します。

5．研究に用いる試料・情報の種類

情報：性別、生年月日、肺癌に関する情報、治療歴、死亡日

6．外部への試料・情報の提供

該当なし

7. 研究組織

北日本肺癌臨床研究会参加病院

| | 施設名 | 診療科名 | 研究責任者 |
|----|-------------|---------------------|-------|
| 1 | 東北大学病院 | 緩和医療科/呼吸器内科 | 井上 彰 |
| 2 | JCHO 北海道病院 | 呼吸器センター呼吸器内科 | 原田 敏之 |
| 3 | 北海道大学病院 | 内科 | 朝比奈 肇 |
| 4 | 弘前大学医学部附属病院 | 呼吸器内科 | 當麻 景章 |
| 5 | 岩手医科大学附属病院 | 呼吸器・アレルギー・膠原病 内科 | 前門戸 任 |
| 6 | 岩手県立胆沢病院 | 呼吸器内科 | 鈴木 俊郎 |
| 7 | 岩手県立中央病院 | 呼吸器内科 | 守 義明 |
| 8 | 坂総合病院 | 呼吸器科 | 渡辺 洋 |
| 9 | 仙台厚生病院 | 呼吸器内科 | 菅原 俊一 |
| 10 | 宮城県立がんセンター | 呼吸器内科 | 福原 達朗 |
| 11 | 大曲厚生医療センター | 呼吸器外科 | 中川 拓 |
| 12 | 山形大学医学部附属病院 | 第一内科 | 井上 純人 |
| 13 | NTT 東日本関東病院 | 呼吸器内科 | 臼井 一裕 |
| 14 | 旭川医療センター | 呼吸器内科 | 藤田 結花 |
| 15 | 秋田厚生医療センター | 呼吸器内科 | 守田 亮 |
| 16 | 石巻赤十字病院 | 呼吸器内科 | 牧口 知紀 |

8. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

患者さんの情報が当該研究に用いられることについて患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

東北大学病院緩和医療科 井上 彰

住所 仙台市青葉区星陵町 1 - 1

電話 022-717-7366

研究責任者：同上

個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関するお問い合わせ先：上記「8．お問い合わせ先」

注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
法令に違反することとなる場合